

## 参考資料

### 1 用語解説

用語	解説
<b>あ行</b>	
インフラ	インフラストラクチャー(infra-structure)の略。道路、鉄道、公園、上下水道、河川など、社会や産業の基盤として整備される施設。
雨水貯留浸透施設	雨水を一時的に溜めたり、地下に浸透させ、河川への流出量を抑制する施設。
オープンスペース	公園、広場など、建物に覆われていない土地、あるいは敷地内の空地の総称で、町民に対して開かれた空間。
<b>か行</b>	
観光交流拠点	非日常利用が多い施設が立地する新たな拠点。
既存ストック	これまでに整備された都市基盤、建築物などの蓄積のこと。
グリーンスローモビリティ	時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称。
公共施設	本計画では、役場庁舎をはじめとする公共建築物と道路や上下水道などのインフラ施設を合わせた施設の総称。
工業専用地域	用途地域のひとつで、工業の利便を増進するために定める地域。
コワーキングスペース	共有型のオープンスタイルのオフィススペース
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。
<b>さ行</b>	
サテライトキャンパス	社会人など時間的・地理的制約などにより大学の本校に継続的に通うことが困難な者に対して、授業の一部を行う大学の本校以外の場所。これにより、例えば、企業などの多数存在する地域や交通の便の良い場所に教育・研究の場を提供することが可能となる。
シェアオフィス	企業や個人が利用するためのオフィス空間や設備を共有する貸しオフィスのこと。
市街化区域	都市計画区域内で、既に市街地を形成している区域および概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画法第7条第2項に基づいて計画決定された区域。
市街化調整区域	都市計画区域内で、市街化区域に対して市街化を抑制すべき区域として、都市計画法第7条第3項に基づいて計画決定された区域。
集約型都市	主要駅周辺などの中心市街地や生活の拠点となる地区に都市機能が集約され、その周辺や公共交通沿線に多くの人々が居住するとともに、各拠点間のアクセス利便性が高い都市構造。

用語	解説
集約型都市構造	都市圏内の一定の地域を集約拠点として位置付け、集約拠点と都市圏内のその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる都市構造。
垂直避難	水害などの災害発生時に、今いる建物や目の前にある建物において、なるべく高層階へ移動する避難方法のこと。
3D 都市モデル	都市空間をデータによって再現したもの。
生活利便(生活サービス機能)	商業施設、医療施設、福祉施設など、都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な機能のこと。(生活側からの視点)
<b>た行</b>	
地区計画	都市計画法に基づき、住民の生活に身近な「地区」を単位として、道路、公園などの施設の配置や、建築物の建て方などについて、地区特性に応じてきめ細やかなルールを定めるまちづくりの計画。
DID	Densely Inhabited District の略で、人口集中地区のこと。原則、国勢調査において、人口密度が 40 人/ha 以上の調査区が集合し、合計人口が 5,000 人以上となる地域。
定住自立圏	中心市と近隣市町村が、自らの意思で1対1の協定を締結することにより形成された圏域。各圏域において生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化が求められ、地方都市への定住促進が期待される。
低未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い「低利用地」の総称。市街地として、住宅地、工業地、商業地などに利用すべき土地であれば、農地なども低利用地に該当する。
都市機能	文化、教育、保健・医療・福祉、商業、工業などのサービスを提供する機能のこと。(都市側からの視点)
都市基盤	道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの都市施設や学校、病院、公園などの公共施設といった、町民の生活や産業活動を支える施設。
都市計画運用指針	国土交通省が策定しており、国として、今後、都市政策を進めていく上で都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、具体の運用が、各制度の趣旨からして、どのような考え方のもとでなされることを想定しているかなどについて原則的な考え方を示したものの。
都市計画区域	都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

用語	解説
都市のスポンジ化	都市の内部で空き家や空き地などが、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生すること及びその状態のこと。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設または変更に関する事業。
徒歩圏カバー率	町全体の人口に対する各種施設からの徒歩圏内人口が占める割合。
<b>は行</b>	
パークアンドライド	都市部の交通混雑や環境負荷の緩和を図るため、自動車を郊外の駐車場に停めて、鉄道やバスに乗り継いで都心に入る方法。
BCP	Business Continuity Plan(事業継続計画)の略。何らかの障害が発生した場合に重要な業務が中断しないこと、または業務が中断した場合でも目標とした復旧時間内に事業が再開できるようにするための対応策などを定めた包括的な行動計画。
扶助費	社会保障制度の一環として、児童、高齢者、障がい者及び生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費のこと。
<b>や行</b>	
用途地域	都市計画法の地域地区の1つで、用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、住居系が8種類、商業系が2種類、工業系が3種類の合計13種類がある。
<b>ら行</b>	
立地ポテンシャル	施設などが立地する潜在力、可能性。
<b>わ行</b>	
ワークショップ	専門家の助言を受けながら、参加者が共同で研究や創作を行う場。

## 2 策定経緯

日時	名称	議題等
令和3年 12月1日(水)	第1回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立地適正化計画の策定方針について</li> <li>(1)立地適正化計画の概要</li> <li>(2)策定スケジュール</li> <li>(3)策定体制</li> <li>・議題</li> <li>(1)関連計画の整理</li> <li>(2)都市構造上の課題の分析</li> </ul>
令和4年 1月13日(木)	第1回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長及び副委員長の選出について</li> <li>・立地適正化計画の策定方針について</li> <li>(1)立地適正化計画の概要</li> <li>(2)策定スケジュール</li> <li>(3)策定体制</li> <li>・議題</li> <li>(1)関連計画の整理</li> <li>(2)都市構造上の課題の分析</li> <li>(3)立地適正化に関する方針</li> </ul>
令和4年 2月28日(月)	第2回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議題</li> <li>(1)居住誘導区域案</li> <li>(2)都市機能誘導区域及び誘導施設案</li> </ul>
令和4年 3月15日(火)	第2回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立地適正化に関する方針について</li> <li>(1)目指すべき都市構造</li> <li>・議題</li> <li>(1)居住誘導区域案について</li> <li>(2)都市機能誘導区域・誘導施設案について</li> </ul>
令和4年 3月30日(水)	都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告事項</li> <li>東浦町立地適正化計画素案の中間報告について</li> </ul>
令和4年 6月3日(金)	第3回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議題</li> <li>(1)前回の検討委員会等の主な意見について</li> <li>(2)防災指針について</li> <li>(3)居住誘導区域の設定について（再検討）</li> <li>(4)都市機能誘導区域及び誘導施設の設定について（再検討）</li> <li>(5)誘導施策について</li> </ul>
令和4年 7月5日(火)	第3回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議題</li> <li>(1)前回の主な意見について</li> <li>(2)居住誘導区域の設定について（再検討）</li> <li>(3)都市機能誘導区域・誘導施設の設定について（再検討）</li> <li>(4)誘導施策について</li> <li>(5)防災指針について</li> </ul>

日時	名称	議題等
令和4年 9月1日(木)	第4回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議題</li> <li>(1) 居住誘導区域の設定について</li> <li>(2) 都市機能誘導区域・誘導施設の設定について</li> <li>(3) 誘導施策</li> <li>(4) 防災指針について</li> </ul>
令和4年 10月17日(月)	第4回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議題</li> <li>(1) 前回の主な意見について</li> <li>(2) 居住誘導区域の設定について（再検討）</li> <li>(3) 都市機能誘導区域・誘導施設の設定について（再検討）</li> <li>(4) 誘導施策について</li> <li>(5) 防災指針について</li> </ul>
令和4年 11月10日(木)	第5回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議題</li> <li>(1) 第4回作業部会及び検討委員会の主な意見対応について</li> <li>(2) 居住誘導区域の設定について（修正事項の確認）</li> <li>(3) 都市機能誘導区域・誘導施設の設定について（修正事項の確認）</li> <li>(4) 誘導施策について（修正事項の確認）</li> <li>(5) 防災指針について</li> <li>(6) 計画の評価及び進捗管理</li> </ul>
令和4年 12月2日	第5回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議題</li> <li>(1) 前回の意見及び対応方針について</li> <li>(2) 防災指針の一部について</li> <li>(3) 評価指標について</li> <li>(4) 東浦町立地適正化計画（素案）について</li> </ul>
令和4年 12月21日(水)	都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告事項</li> <li>東浦町立地適正化計画案の報告について</li> </ul>
令和4年 12月25日(日)	東浦町立地適正化計画 講演会・説明会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1部</li> <li>基調講演「立地適正化計画で東浦町はどうなるか」</li> <li>講師：秀島栄三氏 （名古屋工業大学大学院工学研究科教授）</li> <li>・ 第2部</li> <li>説明会「東浦町立地適正化計画案の説明」</li> <li>説明者：東浦町都市整備部都市計画課 職員</li> </ul>
令和5年1月1～ 1月31日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東浦町立地適正化計画（案）への意見募集 （意見：0件）</li> </ul>
令和5年 2月14日(火)	第6回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議題</li> <li>(1) 東浦町立地適正化計画（案）について</li> </ul>
令和5年 3月1日(水)	第6回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議題</li> <li>(1) 東浦町立地適正化計画（案）について</li> </ul>
令和5年 3月16日(木)	都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告事項</li> <li>東浦町立地適正化計画案の報告について</li> </ul>

### 3 立地適正化計画検討委員会

(東浦町立地適正化計画検討委員会設置要綱)

#### 東浦町立地適正化計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条に規定する立地適正化計画(以下「東浦町立地適正化計画」という。)を定めるに当たり、住宅及び都市機能増進施設(同条に規定する都市機能増進施設をいう。以下同じ。)の立地の適正化等について意見を聴取するため、東浦町立地適正化計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 東浦町立地適正化計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、委員会を所管する課の長(以下「所管課長」という。)が依頼する。

- (1) 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関して知識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 公募により選考された者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、依頼の日から東浦町立地適正化計画が策定される日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて所管課長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会にその専門的事項を検討するため、作業部会を置く。

2 作業部会に部会長を置き、部会長は所管課長をもって充てる。

3 作業部会は、部会長が指名する者をもって構成する。

4 部会長は、作業部会の会務を総理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月2日から施行する。

この要綱は、東浦町立地適正化計画の策定の日をもって、その効力を失う。

(東浦町立地適正化計画検討委員会 委員名簿)

(順不同・敬称略)

所属団体等	氏名	備考
名城大学 名誉教授	海道 清信	◎委員長
名古屋工業大学大学院工学研究科 教授	秀島 栄三	
東浦町商工会 副会長	鈴木 友和	
東海旅客鉄道株式会社 企画開発部 担当部長	木村 誠司 (令和3年度) 平井 崇士 (令和4年度)	
連絡所長代表(森岡連絡所長)	水野 博隆	○副委員長
連絡所長副代表(緒川新田連絡所長)	野村 雅廣	
東浦町社会福祉協議会 事務局長	高見 靖雄	
子育て応援プロジェクト「ゆめいろ」代表	平野 智子	
東浦町教育委員会 教育委員	杉浦 政代	
(公社)愛知県建築士会半田支部	神谷 優	
名古屋市港防災センター 防災教育アドバイザー	近藤 ひろ子	
愛知県都市・交通局都市計画課長	小井手 秀人 (令和3年度) 木村 昌博 (令和4年度)	
愛知県知多建設事務所長	片山 貴視 (令和3年度) 神谷 孝明 (令和4年度)	
住民(公募員)	兵藤 高志	

(東浦町立地適正化計画検討委員会作業部会 部会員名簿)

令和3年度		令和4年度	
建設部	技監	建設部及び都市整備部	技監
企画政策部	企画政策課長	企画政策部	企画政策課長
総務部	財政課長	総務部	財政課長
	防災交通課長		防災危機管理課長
健康福祉部	ふくし課長	健康福祉部	ふくし課長
	児童課長		児童課長
	健康課長		健康課長
生活経済部	農業振興課長	生活経済部	農業振興課長
	商工振興課長		商工振興課長
建設部	土木課長	建設部	道路河川課長
	都市計画課長		土木維持管理課長
	都市整備課長		上下水道課長
	上下水道課長	都市整備部	都市計画課長
教育部	学校教育課長		公園緑地課長
	生涯学習課長		まちづくり課長
	図書館長	教育部	学校教育課長
	スポーツ課長		生涯学習課長
スポーツ課長			スポーツ課長

## 4 立地適正化計画講演会・説明会

<p>内容</p>	<p>第1部 13時45分～ 基調講演「立地適正化計画で東浦町はどうなるか」                  講師：秀島栄三氏（名古屋工業大学大学院工学研究科教授）                  第2部 15時～ 説明会「東浦町立地適正化計画案の説明」                  説明者：東浦町都市整備部都市計画課 職員</p>
<p>参加者</p>	<p>43名</p> 



考えませんか？  
 今後の人口減少・少子高齢化に備えて、  
**コンパクトなまちづくり**

コンパクトなまちづくりって？

**東浦町立地適正化計画講演会・説明会**

全国的な人口減少・少子高齢化を背景に、町でもコンパクトなまちづくりを進めていく必要があるため「東浦町立地適正化計画」の策定を進めています。令和4年度末の策定を目指し、計画案を作成しました。計画案の説明と今後のまちづくりに重要なコンパクトシティの基本方針について講演を行い、将来の東浦町に必要なまちづくりを考えます。

**とき** 12月25日(日)  
 午後1時30分～16時(予定)  
 東浦町

**ところ** 勤労福祉会館2階 会議室1  
 (東浦町大字石浜字岐路28-2)

**参加費 無料**

- 定員 70名(先着順)  
 ※定員に空きがある場合は、当日参加可能  
 ※基調講演のみの聴講も可能
- 内容
  - ・第1部…講演 午後1時45分～(予定)  
 「立地適正化計画で東浦町はどうなるか」  
 講師 名古屋工業大学 大学院 工学研究科 教授 秀島 栄三氏
  - ・第2部…説明会 午後3時～(予定)  
 「東浦町立地適正化計画案の説明」  
 都市計画課職員
- 申込み 12月21日(水)までに氏名・住所・電話番号を電話、FAX、メール、あい電  
 子申請・届出システムで問い合わせ先へ

**問い合わせ** 東浦町役場 都市整備部 都市計画課  
 TEL 0562-83-3111 (内線332・334) / FAX 0562-84-6422 / メール toshikeikaku@town.aichi-higashiura.lg.jp